（法人税法施行令の一部改正）

第八条　法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項第三号ハ中「第十二号及び第十四号」を「第十一号及び第十三号」に改める。

（大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令の一部改正）

第九条　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第十四条の見出しを「法第十三条第一項の認定を受けた者に係る出願審査の請求の手数料の軽減」に改め、同条を第十八条とする。

第十三条の見出しを「法第十三条第一項の認定を受けた者に係る出願審査の請求の手数料の軽減の手続」に改め、同条第一項第二号中「番号」を「表示」に改め、同条を第十七条とする。

第十二条の見出しを「法第十三条第一項の認定を受けた者に係る特許料の軽減」に改め、同条中「（昭和三十四年法律第百二十一号）」を削り、同条を第十六条とする。

第十一条の見出しを「法第十三条第一項の認定を受けた者に係る特許料の軽減の手続」に改め、同条を第十五条とし、第十条を第十四条とし、第五条から第九条までを四条ずつ繰り下げる。

第四条の前の見出しを削り、同条中「（昭和三十五年政令第二十号）」を削り、同条を第八条とし、同条の前に見出しとして「（手数料の特例）」を付する。

第三条を第七条とし、第二条の次に次の四条を加える。

（承認事業者に係る特許料の軽減の手続）

第三条　法第八条第一項の規定により特許料の軽減を受けようとする法第五条第二項に規定する承認事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

一　申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二　当該特許出願の番号又は当該特許番号

三　特許料の軽減を受けようとする旨

2　前項の申請書には、当該特許出願又は当該特許権が法第二条第一項に規定する特定大学技術移転事業の実施に係るものであることを証する書面を添付しなければならない。

（承認事業者に係る特許料の軽減）

第四条　特許庁長官は、前条第一項の申請書の提出があったときは、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第百七条第一項の規定による第一年から第十年までの各年分の特許料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

（承認事業者に係る出願審査の請求の手数料の軽減の手続）

第五条　法第八条第二項の規定により出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする法第五条第二項に規定する承認事業者は、次に掲げる事項を記載した申請書を特許庁長官に提出しなければならない。

一　申請人の氏名又は名称及び住所又は居所

二　当該特許出願の表示

三　出願審査の請求の手数料の軽減を受けようとする旨

2　前項の申請書には、当該特許出願が法第二条第一項に規定する特定大学技術移転事業の実施に係るものであることを証する書面を添付しなければならない。

（承認事業者に係る出願審査の請求の手数料の軽減）

第六条　特許庁長官は、前条第一項の申請書の提出があったときは、特許法等関係手数料令（昭和三十五年政令第二十号）第一条第二項の表第六号の規定により計算される出願審査の請求の手数料の金額の二分の一に相当する額を軽減するものとする。

別表第一中「第三条関係」を「第七条関係」に改める。

別表第二中「第十条関係」を「第十四条関係」に改める。

（中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令の一部改正）

第十条　中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令（平成十一年政令第二百一号）の一部を次のように改正する。

第五条中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第三十三条第一項」を「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百十五条第一項」に改める。

（租税特別措置法施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第十一条　租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百六十九号）の一部を次のように改正する。

第四十条の八第三十六項を同条第三十五項とし、同条第三十七項を同条第三十六項とし、同項の次に一項を加える改正規定中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第四十二条第一項」を「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百二十八条第一項」に改める。

第四十条の八の二第四十七項を同条第四十八項とし、同条第四十七項を同条第四十六項とし、同条第四十五項を改め、同項を同条第四十六項とし、同条第四十四項の次に一項を加える改正規定中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第四十二条第一項」を「産業競争力強化法第百二十八条第一項」に改める。

第四十二条の六第一項の改正規定中「（平成十一年法律第百三十一号）」を「（平成二十五年法律第九十八号）」に改める。

（東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令の一部改正）

第十二条　東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十五年政令第百七十号）の一部を次のように改正する。

第二十九条の四第八項を改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を改め、同項を同条第八項とし、同条第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に一項を加える改正規定中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第四十二条第一項」を「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）第百二十八条第一項」に改める。

（経済産業省組織令の一部改正）

第十三条　経済産業省組織令の一部を次のように改正する。

第二十六条第二号中「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）」を「産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）」に改める。

第五十七条中「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）の施行に関する」を「次に掲げる」に改め、同条に次の各号を加える。

一　大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）の施行に関すること。

二　産業競争力強化法の施行に関する事務のうち同法第二条第七項に規定する特定研究成果活用支援事業に関すること。

（中小企業政策審議会令の一部改正）

第十四条　中小企業政策審議会令（平成十二年政令第二百九十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項の表中小企業経営支援分科会の項第二号中「、産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法（平成十一年法律第百三十一号）第四十条第四項」を削り、「及び商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第三条第三項」を「、商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律（平成二十一年法律第八十号）第三条第三項及び産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）」に改める。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣臨時代理
国務大臣　田村　憲久
法務大臣　谷垣　禎一
財務大臣臨時代理
国務大臣　谷垣　禎一
文部科学大臣　下村　博文
厚生労働大臣　田村　憲久
農林水産大臣臨時代理
国務大臣　太田　昭宏
経済産業大臣　茂木　敏充
国土交通大臣　太田　昭宏